特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	平内町　介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平内町は介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

平内町長

公表日

令和7年1月9日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料の賦課徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や、各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④受給者台帳、給付実績の確認 ⑤高額給付、高額医療合算給付の確認 ⑥負担限度額認定の確認 ⑦負担割合証の確認 ⑧住宅改修及び居宅福祉用具購入の給付確認 ⑨医療法保険者からの情報提供 ⑩被保険者証の交付再交付及び返還 ⑪被保険者資格の確認 〇上記の事務に関して、窓口・郵送・サービス検索・電子申請機能で届出を受領する 〇支給要件の確認に必要な税情報や公金受取口座等の確認のため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し情報連携を行う。
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
介護保険特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）　第9条第1項　別表100の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表省令50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　2項，3項，7項，11項，15項，42項，56項，65項，69項，80項，83項，86項，87項，108項，115項，125項，128項，131項，132項，144項，161項 【照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　131項、132項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	平内町　福祉介護課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	平内町　総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒039－3393　青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63　TEL017－755－2114
9. 規則第9条第2項の適用	**[　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない（入手）	[]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を取り扱う情報システム管理に関する事務に従事する職員への研修を実施している。 ・「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に乗っ取り、対策を実施している。	

9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ユーザー認証の管理を行っている。 ・アクセス権限の発行・失効を行っている。 ・アクセス権限の管理を行っている。 ・特定個人情報の使用の記録を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅱ－1	平成27年11月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－2	平成27年11月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ－5－②	福祉介護課長　亀田　敦	福祉介護課長　齋藤　恵子	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ－5－②	福祉介護課長　齋藤　恵子	課長	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ－7	平内町　企画政策課	平内町　総務課	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ－8	〒039－3393　青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63　TEL017－755－2111	〒039－3393　青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63　TEL017－755－2114	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ－1	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ－2	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ－1	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ－2	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	新様式へ変更			事後	
令和4年10月28日	Ⅰ－3 個人番号の利用	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）	事後	
令和4年10月28日	Ⅰ－4 情報提供ネットワークシステム	番号法別表第二　1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56-2,58,61,62,80,87,90,93,94,95,117	番号法別表第二　1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56-2,58,61,62,80,87,90,93,94,95,117,121	事後	
令和5年1月6日	Ⅰ－1－②		「〇上記の事務に関して、窓口・郵送・サービス検索・電子申請機能で届出を受領する	事前	
令和5年1月6日	Ⅰ－1－③	介護保険システム	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和7年1月9日	Ⅰ－3	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平	事後	
令和7年1月9日	Ⅰ－4	番号法別表第二　1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56-2,58,61,62,80,87,90,93,94,95,117,121 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条	【提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　2項，3項，7項，11項，15項，42項，56項，65項，69項，80項，83項，86項，87項，108項，115項，125項，128項，131項，132項，144項，161項 【照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　131項、132項	事後	
令和7年1月9日	Ⅱ－1	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月9日	Ⅱ－2	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	